

会議記録

会議名称	令和元年度第4回 杉並区外部評価委員会
日時	令和元年12月27日（金）午後2時56分～午後5時02分
場所	中棟4階 第1委員会室
出席者	<p>委員 岩下、奥、高山、田淵、山本</p> <p>区側 総務部長、情報・行革担当部長、企画課長、行政管理担当課長、 総務課長、経理課長、企画調整担当係長、契約担当係長</p> <p>○案件1 杉並土木事務所管理係長、南土木維持係</p> <p>○案件2 営繕課営繕係主査</p> <p>○案件3及び案件4 営繕課機械設備係長</p> <p>○案件5 土木管理課自転車対策係長、自転車対策係</p> <p>○案件6 狭あい道路整備課整備係長、整備係</p> <p>○案件7 経理課庁舎管理係長、庁舎管理係</p> <p>○案件8 広報課広報係長、区議会事務局庶務係長、庶務係</p>
配布資料	<p>資料1 入札・契約制度の改革</p> <p>資料2 年度別入札・契約制度の変遷</p> <p>資料3 落札率の推移</p> <p>資料4 年度別入札形態別平均参加事業者数一覧</p> <p>資料5 業種別競争入札登録事業者数</p> <p>資料6 過去3年間指名停止業者一覧</p> <p>資料7 平成30年度 不調案件処理経過</p> <p>資料8 入札・契約制度における臨時的措置について</p> <p>資料9 平成31年度杉並区障害者就労施設等からの物品等調達方針</p> <p>資料10 工事審議案件</p> <p>資料11 工事審議案件資料</p> <p>資料12 委託審議案件・物品審議案件</p> <p>資料13 委託審議案件資料・物品審議案件資料</p> <p>資料14 杉並区が締結する契約からの暴力団排除について</p> <p>資料15 入札参加除外措置一覧</p> <p>参考資料 (仮称) 杉並区公契約条例(案)について</p>
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>(1)報告</p> <p>・杉並区の入札・契約制度の概要について</p> <p>入札・契約制度の改革</p>

	<p>入札参加資格除外措置</p> <ul style="list-style-type: none">・（仮称）杉並区公契約条例について <p>(2)平成30年度入札及び契約に関する外部評価について</p> <ul style="list-style-type: none">・工事契約 審議案件・委託・賃貸借契約 審議案件・物品の購入契約 審議案件 <p>3 その他</p> <p>○第5回外部評価委員会</p> <p>4 閉会</p>
--	--

○行政管理担当課長 開会に先立ちまして、区側の欠席者のご案内をさせていただきたいと思ひます。本日、政経部長と財政課長、それから人事課長の3名につきましては、所要により欠席しております。

それから、総務課長につきましては、おくれておりますけれども、会議の途中に出席する予定になっておりますので、ご了承いただきたいと思ひます。

それでは、以下、○会長、進行のほど、よろしくお願ひいたします。

○○会長 それでは、ただいまから令和元年度の第4回目の杉並区外部評価委員会を開きたいと思ひます。

今回は、入札監視業務の一環として、契約の入札監視の内容について行うということになります。議案が大変多うございますが、きょうは仕事納めということでもありますので、なるべく定刻に終わるように努めたいと思ひます、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○行政管理担当課長 開催に当たりまして、総務部長より、ご挨拶をさせていただきたいと思ひます。

○総務部長 皆さん、こんにちは。総務部長の白垣でございます。外部評価委員会の皆様には、昨年度までは政策経営部長として、そしてその前は企画課長、その前は行革担当副参事として、都合10年間にわたってお世話になってまいりました。この4月からは経理課を所管する総務部長となりましたので、引き続き入札監視委員会のほうでお世話になります。

この当委員会につきましては、入札・契約の手續の透明性、公正性を確保する上で、大変重要な第三者機関であるというふう認識してございます。本日は8件ということで、選定いただきました案件につきまして、客観的なお立場からさまざまなご意見、ご質問を頂戴できればと考えてございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○○会長 はい。ありがとうございます。

それでは、早速、議題に入りたいと思ひますが、最初に、経理課長のほうから報告事項がございますものですから、お手元の資料に沿ったご説明を簡単にお願ひして、また、あと、確認等がございましたら、委員のほうからご質問等いただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○経理課長 経理課長の○でございます。本日は、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

説明に入ります前に、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。

本日の次第の次に、ホチキスどめになっている資料がございます。それが、本日、ご審議、また、ご説明させていただく資料でございます。資料の1から9までが入札契約制度の改革ということで、例年の資料に最新版ということにつけたものでございます。

その次、資料の10、これはA3横のものですけれども、これが工事審議案件4件の一覧とになっておりまして、そのあと、11に関しましては、工事審議案件それぞれの参考資料をおつけしてございます。

続いて、資料12になりますと、A3のもの、これは委託物品の審議案件4件の一覧表。そのあと、資料13が委託、物品、審議案件それぞれの参考資料ということでございます。

そのあとに、資料14といたしまして、杉並区が締結する契約からの暴力団等排除措置についてというものがございます。

その次に、資料15、入札参加除外措置一覧。これは表裏ということでつけさせていただいております、ホチキスどめの最後でございますが、参考資料という形で、A3判のもので、**「(仮称)杉並区公契約条例(案)について 閲覧用」**というふうに書いてございます資料でございます。後ほどご説明をさせていただきます。

それとは別に、仕様書ということで、別のクリップどめになっているものもあると思っておりますので、そちらのほう、後ほど、またご説明をいたします。

落丁など、ございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。

それでは、続きまして、本日、入札監視委員会ということで、同席しております契約担当の出席者のご紹介をいたします。

まず、契約統括担当係長の○です。

○契約担当係長(○) ○です。よろしくお願ひいたします。

○経理課長 次に、契約担当係長の○です。

○契約担当係長(○) ○です。よろしくお願ひします。

○経理課長 同じく、契約担当係長の○でございます。

○契約担当係長(○) ○と申します。よろしくお願ひします。

○経理課長 はい。

それでは、審議に入らせていただく前に、資料の1から9の入札契約制度の改革及び参考資料として、先ほどご紹介した公契約条例案の内容につきましてご説明を申し上げます。時間の関係もでございます。昨年度か

らの相違点を中心に、概略のご説明ということでご了承願えればと存じます。

まず、資料1から9でございますが、本区の入札・契約制度の基本的な考え方に関しましては、(1)に記載のとおりでございます。(2)平成30年度と元年度の取組方針でございますが、一つ目の丸といたしまして、平成30年度に行われた取り組みの概要を、また、次の二つ目の丸といたしまして、(仮称)公契約条例の制定に向けた取組を行っていることについて、記載をしております。

ここで、先ほど申し上げました、資料の一番最後に添付いたしております参考資料をごらんいただければと存じます。

公契約条例案につきましては、前々回、10月の外部評価委員会の席でも簡単に私のほうから口頭でご説明を申し上げましたが、当区では、公契約条例の制定に向けて検討を進めてまいったところでございます。今般、条例の基本的な考え方がまとまり、現在、区民意見の提出手続、いわゆるパブリックコメントの実施中でございますので、本日はその資料に沿って、内容、概要についてご説明を申し上げます。

この条例の制定目的と経緯につきまして、1枚おめくりいただきまして、2ページに記載がございます。その2段落目でございますような、公契約制度全体を取り巻く環境変化というものがございます。そういった変化に対応すべく、これまで区においては要項ベースで取り組んでまいりました、区の入札契約制度改革、また公契約に従事する労働者の労働環境整備の取り組み、これをさらに前進させると、そのために条例を制定したいというふうを考えております。

具体的などころですが、まず、公契約に係る基本方針を条例に明記することといたします。2ページの中ほど、1の二つ目の段落に記載しておりますが、公契約に係る手続の透明性の確保、不正行為の排除や区と受注者の対等な関係に基づいて公契約を進めていくんだということ。また、労働者の適正な労働環境、さらには区内業者の受注機会を確保するということ。そして、区が推進する施策に、ご協力いただく事業者を適正に評価していくんだといった内容を基本方針として条例に盛り込む予定でございます。

ここまでですと、いわゆる理念のみを規定した理念条例ということになるのでございますが、今回の条例案は、実効性を担保していきたいという、そういう観点から具体的な規定として、2ページの下から3ページにかけて記載させていただく内容を盛り込んでいきたいということで考えてございます。

まず、条例の対象労働者でございますが、いわゆる元請の労働者のみならず、下請の労

働者、あるいは派遣労働者、一人親方という請負関係の方までを対象としたいと考えておりました。3ページの最上段にございますけれども、労働報酬下限額を設定いたしまして、その金額以上の報酬を支払うことを契約上義務づける規定を設けてまいります。ただし、全ての公契約において、この労働報酬下限額を設けるということは、これは現実的ではないというふうに考えてございまして、3番の三つ目の段落に記載しておりますように、工事に関しては予定価格5,000万円以上の契約、委託については1,000万円以上のもののうち特定の業種、また指定管理については、原則全てのものという形で、これを特定公契約というふうに条例上名づけまして、その特定公契約に対して、下限額以上の支払いを義務づけるということにしていく予定でございます。なお、件数といたしましては、例えば、工事5,000万円以上ということになりますと、年間で約30件程度ということになるかというふうに考えておるところでございます。

これら特定公契約におきましては、労働者に下限額以上の賃金が支払われていることを確認するために、元請の業者から書面で報告を受けるということとする予定でございます。その内容に疑義がある場合、あるいはルール違反があったということがわかった場合には、区の権限として立入調査あるいは事業者名の公表などといったことも行える規定を設けたいということを想定しております。

なお、労働報酬下限額でございますが、これは最低賃金法上の最低賃金とは異なる水準で区独自に設定するということを考えてございまして、3ページの5番にあります公契約審議会という附属機関を新たに設置いたしまして、客観的な業務を踏まえて設定していくという考えでございます。

今後のスケジュールにつきまして、資料のほうには記載ございませんが、10月にも少し触れましたとおり、来年の第1回定例会に条例案を提案いたしましてご議決いただいた後に、施行の準備期間として一定期間を設けた上で、具体的な制度の運用開始は再来年度、令和3年度からとする予定でございます。ということですので、当入札監視委員会との関係におきましては、少し先の話になりますけれども、令和4年度の当委員会で審議をいただく案件の中で、この新たな公契約条例に基づくルールのもとで、特定公契約に該当する契約が審議の対象になってまいるということになろうかと思っております。

いずれにいたしましても、今後、契約制度にかかわる附属機関ということで、入札監視委員会それから公契約審議会、この二つの審議会といいますか機関が併存するということになります。その役割分担につきましては、重複関係が生じないよう整合性を図った上で

運用してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、公契約条例案についての概略のご説明をさせていただきました。

それでは、資料1にお戻りをいただきまして、2ページ以降でございます。2ページから14ページまでですが、入札契約制度改革のこれまでの経過、また現在、区で実施している区の契約方式についての記載でございます。これについては、大きな変更点はございませんので割愛をさせていただきます。

次に、15ページから18ページでございますが、30年度、当該年度の入札結果一覧でございまして、ここ数年の実績とあわせて記載をさせていただいております。契約種別ごと落札率などの記載もございますけれども、傾向として大きな変化は見られていないところでございます。

次に、19ページから21ページ、資料2でございますが、平成13年度以降の契約制度の変遷の経過ということで示させていただいております。また、22ページの資料3でございますが、これについては、22ページの資料3は、落札率の推移のグラフでございます。25ページまでございまして、26ページは入札に参加していただいている事業者数の平均値を掲げております。また、27ページ、28ページ、30ページまででございますが、こちらについては、業種別の登録事業者数となっておりますので、後ほどお目通しいただければと存じます。

次に、31ページ、32ページでございますが、過去3年間に区が行った指名停止措置の状況でございます。30年度、当該年度の実績は、32ページに記載しております。

当該年度につきましては、大手道路舗装業者と大手百貨店による談合が発覚いたしまして、独占禁止法に基づく排除措置命令が公取委からなされたことに基づきまして、区でも指名停止を行ったというものが5件ございました。

また、区内業者に関するものが2件ございまして、下から二つ目が、国税局より受託したデータの入力業務において、そのデータの一部、これは個人情報、マイナンバーの関係だったということで承知しておりますが、その情報を違法に外部業者に委託したという区内の業者がございまして、その情報を受けて指名停止措置を行ったものが1件。また、32ページの一番下でございますが、この案件につきましては、区立学校の芝生維持管理支援委託業務というものがございまして、その業務におきまして、下請の業者の職員が、学校の関係者の確認の署名、それから確認の印章を不正に作成して、書類の提出を行ったということが発覚した事案がございました。これを受けて、区として指名停止措置を行ったも

でございます。

続きまして、33ページ以降でございますが、平成30年度の不調案件処理の経過となっております。

30年度は、件数として、不調の案件23件でございます。28年が24件、29年が20件ということでございましたので、おおむね20件から25件程度ということで推移してございますが、全体を通しまして全者辞退ということによる不調が発生しているということでございます。

不調が起きた後の対応でございますが、一般競争入札では、案件によっては再積算をいたしましたり、あるいは案件の分割、あるいは仕様の見直しなども行った上で、再度入札、公告を実施しております。また、指名競争入札におきましては、指名業者の見直し、案件によっては、仕様や予定価格の見直しなども行った上で、再度指名競争入札を実施しております。安易に随意契約とはしないというような運用を行っております。

なお、不調が起きている原因といたしましては、全般的には、事業者側の人手不足といったことが挙げられるかと思えますけれども、個別に見ますと、空調工事の増加といったようなことが一因ではないかというふうに捉えてございます。

次に、36ページでございますが、入札契約制度における臨時的措置についてでございます。

この措置につきましては、平成21年のリーマンショック時に行いました、臨時的、緊急的な措置、これを毎年検証をさせていただきながら継続しているものでございます。当該年度につきましても、区内業者の育成という観点で、地域経済の一定の配慮を講じる必要性から、継続したということで、その内容を掲げております。

なお、この臨時的措置につきましては、先ほど説明いたしました公契約条例の基本方針にも掲げることといたしております区内業者の受注機会の確保、また、区の施策推進に寄与する事業者の適性評価といった観点から、改めて全体を見渡して検討を行いまして、臨時的措置の本則化なども含めまして再構築していくということを区としては考えているところでございます。

次に、38ページでございます。障害者就労施設等からの物品等の調達に関する資料でございます。当該年度も前年度の調達実績を上回ることを目標に、取り組んでまいりました。40ページでございますように、前年度比2%増の実績ということで、調達することができております。昨年、当委員会でもご指摘のありました、調達した施設種別の具体

的な状況につきましては、30年度についても、ほぼ同様の傾向ということになってございますので、つけ加えさせていただきます。

説明の最後に、資料14に少し飛んでいただきまして、資料14-1、杉並区が締結する契約からの暴力団等排除についてでございます。

区では、平成23年度から全ての契約において、暴力団等の排除措置を行っております。警察からの個別の排除要請に基づきまして、入札参加除外措置を実施した場合には、本委員会に報告させていただくことになってございます。30年度につきましては、資料15にありますとおり、1件の排除措置を新たに実施いたしました。当該業者については区との契約実績はございませんでしたが、警視庁からの通報に基づきということで、要請に基づいて除外措置を実施したところでございます。

なお、本件につきましては、排除措置から12月を経過した後、当該業者から解除の申請がございましたため、警視庁のほうに照会を行いました。で、対象となった事実が既に解消されているということが確認できたため、その資料15の裏面に記載がありますけれども、区としての除外措置については、現在、既に解消済み、解除済みということになってございます。結果といたしまして、現在1件の除外措置のみが継続中であるということをご報告をさせていただきます。

報告に関しての説明は以上でございます。

〇〇会長 はい。ありがとうございました。

それでは、今の報告事項につきまして、公契約条例の案も含めまして、ご質問なりご意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。ありますか。よろしいですか。

(なし)

〇〇会長 報告事項につきましても、また時間がもし許せば戻るということにいたしまして、きょうは審議案件が非常に多うございますものですから、30年度の入札及び契約に関する外部評価と申しますか、入札監視の審議に入りたいと思います。

これ、資料の説明ですかね。よろしく申し上げます。

〇経理課長 はい。それでは、審議案件のご説明に入らせていただきますが、その前に何点か事務連絡をさせていただきます。

本日、当委員会の所掌事項であります入札その他の契約に係る手続に係る事項ということで、平成30年度1年間に区が発注した案件の入札及び契約状況等についてご審議いただ

くというものでございます。

本日、ご審議いただく案件は、工事4件、委託3件、物品1件の計8件でございます。例年同様、各委員の皆様事前に選定いただきました候補の中から、〇会長と事前調整をさせていただきまして、8件ということで選定させていただいたものでございます。先ほど申し上げましたように、席上、委託案件の個々の仕様書についてご準備いたしました。審議の際に、当日の配付で大変恐縮でございますが、参考としていただければと存じます。

また、本日、審議案件の業務に関しましては、その業務の具体的な内容に係るご質問があった際の説明員ということで、これも例年でございますが、各所管課の担当者が順次、入れかわりで出席をさせていただきまして、必要に応じてご説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

また、審議に入る前に、これも例年のことで大変恐縮ですが、1点お願いがございまして、委員会の会議自体は公開ということでございますが、一方、入札事務における公正、公平性等を担保するために、非公開とさせていただいている内容がございます。本日の資料では、下線ということで引かせていただいている内容が非公開の資料でございまして、例えば、一部の案件の入札予定価格ですとか、あるいは、今回、該当する案件はないんですが、低入札価格調査の失格基準価格などについては、非公開情報ということにさせていただいております。本日の審議の中で、そうした内容についてのお尋ねがあった際には、恐縮でございますが、お答えを控えさせていただく場合がございますので、ご了承願えればということで、よろしくお願い申し上げます。

審議案件の説明、まず事前の説明ということでは、以上でございます。

〇〇会長 ありがとうございます。一応、補足いたしますと、各委員の方々から選定いただいて、多くの方が選んでいただいた案件については、当然優先して選定しております。ただ、この時間内で審議する案件というのは、限定があるものですから、そういう意味で、最終的に事務局と私のほうで、私の責任で、8件ということを選定させていただいた次第であります。

それでは、これは、あれですかね、例年よりも今回多いものですか、1件ずつやりませんか。それとも、工事——1件ずつ、どうでしょうかね。説明はどちらがいいですか。

〇経理課長 1件ずつということで、よろしくお願いできれば。

〇〇会長 1件ずつやりましょうかね。

それでは、最初に、工事案件の1の道路維持補修工事（単価契約）南4ですね。これにつ

きまして、まずご説明をしていただいて、それぞれの委員のほう、各委員からご質問なり審議をしていただきたいと思います。

よろしくお願いいいたします。

○経理課長 はい。それでは、審議のほうに具体的に移らせていただきます。

まず、工事の審議案件でございまして、資料10それから資料11といったあたりをごらんいただきながら、ご説明のほうを聞いていただければと存じます。

まず、工事案件につきましては、4件でございます。1番目、2番目が一般競争入札のもの、3番目、4番目が指名競争入札のものということで、それぞれ選定をさせていただいております。

まず、番号1、道路維持補修工事（単価契約）南4でございます。これにつきましては、日程として平成30年6月18日に公告を行いまして、7月6日に開札を実施しているものでございます。具体的には、資料11-1、11-2、11-3が当該工事案件の参考資料でございます。11-1、入札見積経過調書をごらんいただきながらご説明を聞いていただければと思います。が、本件につきましては、参加業者が3業者ということでございました。いずれも区内業者でございます。そのうち、そこに掲げてございます金額で入札をした1番の業者が、落札率93.4%で落札したという案件になってございます。

この工事でございますけれども、道路の補修工事でございます。補修の必要が発生するごとに、個別に指示書によって工事を実施するというような形態の工事でございます。単価契約ということになってございますのは、工事の概要に記載がありますとおり、20型舗装打換工ほか、322の工種がこの工事に必要であろうと。で、それぞれの工種の単価合計額にて、競争入札を行っているものでございます。

なお、この予定価格につきましては、これは事後公表ということにしておりますので、事前には、この予定価格は、業者の方にはわからないというような形の入札でございます。

この入札につきましては、資料11-2の入札参加資格条件にもありますとおり、同日に行われた道路維持補修工事がほかに4件ございましたので、それぞれの工事、落札制限といえますか、受注制限をかけております。一つ受注を確定させたものについては、それ以外の案件については落札ができないというような形で、受注機会の確保、拡大ということで、そんなような形での入札の取り決めで行っているものでございます。

私のほうからは、簡単でございますけれども、工事の概要等について、入札の概要も含めて以上でございます。

〇〇会長 ありがとうございます。

それでは、今の案件、株式会社ディー工房ですか。落札しておりますが、この案件につきましてご質問、ご意見を頂戴したいと思います。どなたからでも。ないですか。

これは、まず、実績といいましようかね、現実的には幾らになったんですかね。これは見込みですよ。

〇〇経理課長 実際に、かかったトータルの金額でしょうか？

〇〇会長 実際に、要するに支払った、実際の。これは、また違いますよね、単価契約ですから。幾らぐらいになったんですかね。

〇杉並土木事務所管理係長 都市整備部杉並土木事務所の村松です。私のほうからお答えさせていただきます。

実際は1,972万708円になりました。

〇〇会長 これは予定だから当然じゃないと思うんですけど、予定箇所ですから。予定箇所が少なかったということですか。単価は変わらないですね、これ。

〇杉並土木事務所管理係長 私ども、この、道路の補修工事なんですけれども、区民からの要望を受けて、なるべく早々にやるような形をとっておりますので、区民要望にたえられるような指示を出す形になりますので、満額というのがなかなか難しいところがあります。で、要は道路工事ですから、範囲がありますので、その範囲の中で納めるような形でやっております。

〇〇会長 うーん。まあ、わかったような、わからないような形なんですけど。それは、でも、単価契約だから、箇所が多くなれば、要望箇所が多くなれば、これを上回ることも、理論的にはあり得ますよね。

〇杉並土木事務所管理係長 そうですね。理論的にはあり得ます。基本的に、多くなった場合は、多くなった形の請求をさせていただきます。

〇〇会長 そうそうそう。いや、それに関心があつたんです。

〇杉並土木事務所管理係長 はい。請求をするような形をさせていただいております。

〇〇会長 はい。わかりました。はい。それだけ。

ほかの委員の方。これは入札の、我々監視の業務なものですから、とりわけ予定価格、あるいは落札の経緯等について審議をするということで、この等級の話から本当はやらないといけない。B等級からD等級ですか。そういうところから、本来は。

このディー工房というのは、これは等級は何なんですかね。BからDとなっておりますよ

ね、もともとの案件は。だから、それぞれ3者についての格付が何だったのかという。

○契約担当係長 (○) (株)ディー工房が、格付Cでございます。(株)早房もCでございます。丸満(株)はDでございます。

○○会長 Bのところは、ニーズがなかったんですか。まあ、下のほうが多分、地元でも中小のほうになるかと思うんですけど。Bの参加はなかったと。

○契約担当係長 (○) Bの参加はございません。

○○会長 うん。

ということのようですが、いかがでございましょうか。

どうぞ、○委員。

○○委員 本件も含めて、同日公告が5件あったということですね。そのうち1件とったら、ほかの案件はもうとれないという、そういうことになっているわけですね。

○経理課長 はい。そういうことにしております。

○○委員 ですので、結果的に、見ると全て違う業者が1件ずつとっているということになるわけですね、この同日公告の5件については。

○経理課長 はい、そうでございます。

○○委員 ほかの4件は、どこがとったかというのは、改めて教えていただけますか。

○経理課長 はい。申し上げます。まず、同日公告のうち、南3ですね。南3につきましては、(株)早房。はい。それから、続きまして、北4につきましては、山内建設(株)。それから、北5につきましては、中央土建工業(株)。そして、北6につきましては、平山建設(株)。以上5業者がそれぞれ受注しております。

○○会長 よろしいですか。

どうぞ。

○○委員 やはり、これ、受注制限は必要なものなんでしょうか。

○経理課長 受注制限につきましては、これはやはり、なるべく幅広い受注機会を区内業者にとこのような趣旨から設けているものでございまして、これは、現行では、数多くの業者に受注をいただくというような観点から必要なものというふうに捉えてございます。

○○委員 いずれも、今おっしゃっていただいた事業者は、区内の事業者ということですね。

○経理課長 はい。そういうことでございます。

〇〇委員 よろしいですか。

〇〇会長 はい。どうぞ、〇委員。

〇〇委員 今、ほか四つの案件があって、それぞれとりましたということなんですけれども、それぞれの応募された会社数というのは、どうなのでしょう。それぞれで……。

〇経理課長 これも順番に申し上げます。南3につきましては5者参加しております。以下、北4が6者、北5が4者、北6が4者ということで、いずれも複数の業者のご参加をいただいているというところでございます。

〇〇委員 そこに、重複の程度というのは——まあ、一つとれたらほかはとれないということですけど、この四つについて、重複して応募している方は何社、どんな感じですか。

〇契約担当係長 (〇) はい。南の4につきましては、(株)早房が、南の3で落札した(株)早房が応募されており、失格になっております。それから、(株)ディー工房、南の4を落札し、北4で申し込まれているので、こちらで失格になってございます。それからあと、すみません、(株)ディー工房、また、北5と北6、こちらで申し込まれているので、こちらでなっております。それから、中央土建工業(株)、こちらが、北の6で申し込まれていますので、こちらで失格という形になってございます。

〇経理課長 ちょっと、中央土建工業(株)は、北5と北6と重複して手を挙げられたということでございます。

〇〇委員 はい。ほかの業者はどうなんですか。複数、何社ぐらいが申し込まれているの。

〇〇会長 まあ、この案件以外のもあるしね。見たら。重複は認めているわけですね。

〇経理課長 そうですね。重複自体は、特に、申し込み自体は制限はしていないというところでございます。

〇契約担当係長 (〇) 例えば、南の4と南の3で丸満建設(株)が重複されてございます。それから、諫早建設さんは、北の4と南の3で重複されてございます。あと、(株)街路が北の4と南の3、重複されてございます。あとマルト建設(株)が北の4と北の5——北の6ですね。すみません。で、重複されてございます。

以上でございます。

〇〇委員 大体、二、三を同時に加えられているということですね。大体、平均すると。はい、わかりました。

〇〇会長 ほかはどうですか。入札や予定価格の算定も含めて、よろしいですか。

〇〇委員 じゃあ、よろしいですか。

〇〇会長 どうぞ、はい。〇委員。

〇〇委員 はい。27ページを見ると、道路舗装工事は区内の業者が37あるということなんですけれど、その37のうち約十二、三でしょうか、が入札しているということになるようでしょうか。そして、残りはもう、全くここには参加していないということですか。

〇経理課長 はい。確かに、杉並区に登録のある業者さんは三十数箇所ということなんですけれども、それぞれ、もう全ての業者さんが区の発注の工事に参加を常にされているというようなことではございませんで、おおむね、この十数社、それ以外にも入札に参加される業者はありますけれども、まあ、おおむね10から20ぐらいの間の業者さんが入札に参加をしてくださっているというような状況がある業界でございます。

〇〇委員 はい、わかりました。例年、だから、同じ、その十数件が入札しているというようなことで、そのうちの、今回、五つの工事ですが、その五つの工事の中で決まっていくというふうな理解でよろしいでしょうか。

〇経理課長 そのあたりは、道路の工事に関しましては、この道路維持補修工事だけでなく、さまざま土木系の工事、道路舗装の工事がございますので、主に参加される方々というのは、まあ、コアなメンバーというにはあるんですけども、先ほど申し上げたように、その中でも十数社程度が、それぞれの案件ごとにしっかり積算をした上で、みずから、参加される、参加されないということを決めているというようなことかというふうに受けとめております。

〇〇委員 はい。ありがとうございます。

〇〇会長 はい。どうぞ。

〇〇委員 一つ。今回、受注した会社なんですけど、その前の年は、違う業者が落札されているのか、それとも同じ業者が落札されているのかというのはどうでしょう。この四つについて。

〇〇会長 これは、場所の設定は同じなんですかね。いや、それを確認してください。

〇経理課長 そうですね。これは、番号は振られているんですけども、何か、こう、特定の地域を確定しているということではなくて、年間に全てそろえますと、北と南とそれぞれの管内に分けて、全部で19、この道路維持補修工事については発注を出してございまして、そのうち、それぞれ春、夏、秋、冬で、それぞれ時期を変えて、5件ぐらいずつですかね、発注しているということになりますので、南の4ということですけども、それは昨年度も同じ内容とか同じ地域の工事ということではないということ聞いております。

〇〇会長 よろしいですか。

それでは、特にこの案件については、問題は見つからなかったということですね。指摘はないということですね。

(なし)

〇〇会長 はい。

それでは、次の案件の、子ども・子育てプラザ和泉外構改修工事ですね。この案件について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

〇経理課長 はい。それでは、一般競争入札の工事案件2件目でございます。子ども・子育てプラザ和泉外構改修工事でございます。これにつきましては、資料が11-4、11-5、11-6、11-7というところがございますので、ご参照ください。

この工事でございますけれども、平成30年10月10日に公告を行いまして、10月24日に開札が行われております。区内業者のみ8者がお申し込みをいただきまして、うち6者が辞退、1者が不参、落札率については、そこにありますように99.9%ということで、No.1に書いてございます業者が落札をしております。

予定価格につきましては、これは5,000万円以下ということですので、事前公表という形でございます。公告の段階で、既に業者の方にはお示しをしているという案件になってまいります。

この工事につきましては、子ども・子育てプラザ和泉の外構の舗装の改修工事及び植栽についての工事ということでございまして、これにつきましては、下見積もりは業者からとっておらず、営繕課の積算、区の積算によって、予定価格のほうを設定しているというものでございます。

説明は以上です。

〇〇会長 はい。これは、予定価格が事前公表されているということですね。

〇経理課長 はい。

〇〇会長 はい。されている割には、あれですけれども、どうぞ。

〇委員。

〇〇委員 じゃあ。まずは、この辞退の要因は何でしょう。何でこういう状況になってしまったのか。

〇経理課長 はい。辞退の理由でございますけれども、これは、辞退理由については、システム上の登録に入力があつたものから拾いますと、積算金額が合わないというようなお

申し出、また、人員の確保が困難だというようなこと。また、工期について厳しいという
ようなことが、辞退理由として具体的に上がっているというところでございます。

〇〇会長 気になるのは予定価格の事前公表の時点というのはいつなんですか。これ、札
を入れるときにはわかっているわけでしょう。参加の時点ではわかっているんですか。

〇経理課長 ええ。入札公告の時点公表しております。

〇〇会長 わかっていますよね。

〇経理課長 ええ、お示しをしています。

〇〇会長 それで辞退の札というのはやや理解に苦しむんですけどね。で、要するに、入
札で辞退という札が入っていたということですよ。これは、通常よく言われる。

〇経理課長 そうですね。はい。入札で辞退をするということで、札が入っているという
ことでございます。

〇〇会長 それが多分、〇委員が質問されているんだと思うんですけど。

〇〇委員 よろしいですか。

〇〇会長 はい。どうぞ、〇委員。

〇〇委員 この、落札された、日盛工事(株)でしたっけ。ほかを見ると5件ぐらい、もう
ちょっとかわからないですけど、私が見た限りで5件ぐらい、ほかにも受注されていらっ
しゃる、落札されていらっしゃると思うんですけども、それで、ほかのところは積算金
額で、まあ、積算金額の場合はあれかもしれませんけど、人員ですとか、工期とかという
ものに関しては、ここの落札された業者さんは大きいんですか、会社が。ほかに比べて、
なぜ、ここが、ほか5件、これを入れると6件かな。になるんですけど、そういう状況で受
注ができてるのは、そこは、ほかのところは、ほかの、別の案件を受注したからできな
いのか、何かその辺のところというのは、把握されていらっしゃいますか。

〇経理課長 実際に、辞退の理由で、そこまで細かなところというのは、こちらでも把握
ができ切れないところもあるんですけども、この推測の部分もありますが、毎年、同時
期に出るようなほかの案件への参加といったことも考えたということかもしれませんし、
辞退された理由につきましては、先ほど申し上げたように、システム上の入力では、こち
らのほうは推しはかることはできるんですが、ちょっと、それ以上のことになると、
なかなかこちらでもつかみ切れないというところではございます。

〇〇会長 全部、Bなんですか。C等級ですか。それがわからないんで。

〇契約担当係長 (〇) 日盛工事(株)は、格付はCになります。

〇〇会長 うん。ほかはどうなんですか。

〇契約担当係長 (〇) (株)アイム・ユニバース建設さんがCです。それから、友伸建設(株)もCです。それから、(有)蓮沼工務店がDです。それから、丸西産業(株)がDです。それから、富士興業(株)がCです。それから、(株)トモノがDです。それから、(有)蒼技建さんが、こちらもDになります。

〇〇会長 ああ。多分そういう、だから、資力とか規模が多いわけではなさそうですね。

〇〇委員 よろしいですか。

〇〇会長 はい。どうぞ、〇委員。

〇〇委員 建築工事でこういう、1件だけというんですかね、それが、どのくらいの数、あるんでしょうかね。建設工事、集計101件、年間であるんですけど、この一つだけというのはどのくらいの数なんですか。

〇経理課長 1者のみ応札した案件の数ということですか。

〇〇委員 はい。これが101。

〇〇会長 去年は結構あったんじゃないですか、見た感じ。毎年は、どうかわかりませんが。

〇経理課長 ちょっと、正確な数については少しお調べをいたしますけれども、この1件だけではなかったというようなことでは記憶しているところでございます。

〇〇委員 ちょっと、事前に落札件数が多いところをちょっと集計していただいて、事前に、きょうは時間ないからということで、ちょっと説明を受けさせていただいたんですけど、日盛工事(株)が件数としては一番多いですね、11件。で、今回、こういうのもあったので、そういうものはどのくらいあるのかなという関係性でお伺いしているという。

〇経理課長 建築工事で、1者による応札の工事ということで、数のほうはお調べをして、また、後ほど情報提供させていただきます。申しわけございません。

〇〇会長 どうぞ、〇委員。

〇〇委員 すみません。B級というのは何件あるのですか。杉並区で、ちなみに。今、いただいているのは、CとDだけなんですけど。

〇経理課長 区内でB級の格付のある建築工事の業者ということですか。少々お待ちください。

〇〇委員 また、後でも構わないんで。

〇経理課長 3件でございます。

〇〇会長 ほかの委員の方、どうでしょうか。

〇契約担当係長 (〇) 1者応札で建築工事につきましては、全体で5件でございました。

〇〇委員 その5件のうち、日盛工事(株)は何件。

〇契約担当係長 (〇) はい。日盛工事(株)は1件でございます。

〇〇会長 さっきお話のあった不参加理由はどうだったんですかね。辞退理由、不参加理由は、先ほどぼろぼろとおっしゃったんですけど、不参加理由の特定化はされているのですか。

〇経理課長 この不参加につきましては、まさに入札のシステム上、何も入力がなかったということでございますので、そこについては、こちらとしても、理由については把握していないというところでございます。

〇〇会長 しかし、もし不参加が7者で、1者だけが入札だったら——のときもされないということになるんですか。

〇経理課長 これ、先ほどの繰り返しになりますけれども、システム上のというところでございます。

〇〇会長 いやいや、でも事後的に、一応そういうときには、談合の疑いありというふうに当然考えてもいいわけなので、後々の区議会とか、あるいは区民の方に説明用として、経理課的に、当然、どうであったかという状況を把握する、まあ義務はないにしても責任ぐらいはあるんじゃないでしょうか。

〇経理課長 不参が、入札が1者で、ほか全部不参加というような案件は、私が見る限りは、ないのではないかなというふうに思います。やはり、辞退の札が入ることが、通例としては多いのかなというふうには思っております。

〇〇会長 でも、これも、結果的には、それに類する、準ずるようなものだと思うんですよ、外形的なことからいって。まあ、事後的にわかるということにすぎないんですけどね。その場合、だから辞退の理由は、どうも、何か先ほどお話があったように確認はされたようなんですけれども、余り気持ちはいい気持ちのものではないので。多分〇委員がご質問になっているのは、ほかのあれですかね、ほかの1者の場合も全部辞退だったかということですか、確認されたいのは。

〇〇委員 今、5件ということなので、まあ、すごい多いというわけではないのであれなんですけど、どういうところにそういう、偏っているんですか、業者というあれで。日盛工事(株)の場合、別途、受注金額の集計もいただいたら、日盛工事(株)が一番、受注金額

が大きいんです。

〇〇会長 11件ということですね。

〇〇委員 大きいわけですね。はい。一番、件数も多いし……

〇〇会長 金額も……

〇〇委員 金額も多いというところがありまして、そういうところのは、ちょっと、まあ、なぜかというところがあります。

〇〇会長 うん。それが、もし毎年続いているとすると、少し、入札監視の我々としては、まあ、少しは記憶にとどめておく必要はあると思うんですけどね。

〇〇経理課長 業者ごとの受注の件数ですとか、あるいは、受注、まあ、契約金額に関しましては、我々のほうとしても何かこう、特異な状況ですとか、突出して何かというようなことがあれば、それは当然、我々のほうでもしっかり分析をして、必要な手だてをとる必要があると思っていますが、今のところ、そのような形、そういうことを思わせるような、そういう特異な状況というのは生まれていないというふうに考えてございます。

〇〇委員 この件だけにかかわらず、やはり、こう、二、三年のスパンで業者がどれだけ取っていて、受注金額と利益率がどうなっているのかとそれは、もし、区としてそういうモニターされているのであれば、我々にも事前にそういうのを見せていただけると、そういう全体観というんですかね、それがわかるのではないかと。まあ、そういうのは、ちょっとやり方の問題なので、今回の問題ではないんですけど、次回以降そういうことも考えたほうがいいんじゃないかなというのは、私がちょっと個人的に思ったことです。

〇〇会長 はい。それはご意見として承っておきましょう。はい。

ほか、ありますか。どうぞ、どうぞ。

〇〇委員 はい。この後、私どもは、この資料をいただいているんですけど、こちらのものについては、この資料は、どの、どこを対象にして、どんなふうな資料が出るのかなということについて、ちょっと教えていただけますか。例えばここで、やはり、談合がそうでないように見えるためのというふうなことを、業者さんが勝手に考えて、こちらがどうこうというのを、業者さんが考えているようだったらどうなっていくんだろうということを思っているところなんです。それで、例えば8件が入札をし、そして1件が決まったというふうな報告と、それから、1件が入札して1件決まったということでの、表に出たときの印象の違いということがあるんじゃないのかなと思うんですけど、そのあたりでどこに出して、どういうふうな資料を公開というか、公開じゃないかもしれませんが、出して

いるのかということについて、ちょっと教えていただければと思います。

〇〇会長 これは、あれでしょう、請求があれば出さなきゃいけない公文書でしょ。

〇〇委員 請求があれば。

〇〇経理課長 入札見積経過調書につきましては、これは、落札というか決定後、業者の決定後、なるべく早く、全ての案件を、ホームページで公表を、既に行っているものでございます。

〇〇委員 あ、わかりました。了解しました。

〇〇経理課長 この外部評価委員会の資料につきましても、非公表の情報は当然お出しできないんですけども、基本的には外部評価委員会の資料ということで、これもホームページ上で公開しているところでございます。

〇〇委員 わかりました。これは、全てこの形で公開されているということですね。

〇〇経理課長 ええ。非公表の部分以外は、ということでございますけど。

〇〇委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

やはり、昨年、30年度は談合でということをお伺いしましたので、どうしてもそのあたりについては、じゃあ、ほかは大丈夫なんだろうかというふうに思うところです。はい。ありがとうございます。

〇〇会長 はい。じゃあ、かなり疑問は出るんですけど、決定打はないので、不適正だとは言えないわけなので、とりあえず審議はこれで、とりあえず第一ラウンドは終わりにしたいと思います。はい。

じゃあ、その次ですね。浜田山小学校普通教室空調機取替工事、これについて説明をお願いいたします。

〇〇経理課長 はい。それでは、指名競争案件になります。工事の3件目でございます。浜田山小学校普通教室空調機取替工事についてでございます。これは、指名競争入札で行われております。杉並区の該当業種に登録のある区内業者であり、指名及び受注の状況、また官公庁工事の実績のあるものから6者を指名いたしまして、入札に付したというものでございます。資料としては、資料11-8でございます。6者指名したうち、4者が辞退、1者が不参、落札率については100%ということで、1に掲げている業者が落札しているものでございます。本件につきましても、5,000万円以下の工事でございますので、予定価格は事前公表ということになっているものでございます。

この工事でございますけれども、浜田山小学校の普通教室がふえた関係で、エアコンを

夏までに新しいものに入れかえるという必要があったため、工期7月10日までということで、工事を発注したというものでございます。

なお、この案件でございますが、先ほどの資料、ご説明申し上げました資料の1から9の中の、ページ番号で言うと33ページに不調案件の一覧がございました。その中で、33ページの7番になりますが、1回目は6者指名をいたしまして、開札を行ったところ、全者辞退ということでございましたので、業者を入れかえて再度入札に付したと。その結果ということでお示ししているのが、今見ていただいている資料11-8ということでございまして、1回目辞退を受け、仕様及び予定価格については変更せず、業者を入れかえて、再度入札に付して、このような結果になったという案件でございます。つけ加えさせていただきます。

以上です。

〇〇会長 はい。ややイレギュラーな案件なんです。

そうすると、全部、この、今回の6者と違うところが1回目の指名業者になっていたという理解でよろしいんですか。

〇経理課長 はい。入れかえという形で処理をさせていただいて、再度指名という形になってございます。

〇〇会長 それで、多分ほかの委員からの質問が出ると思うんですけども、指名の段階では別に入札の札を入れるかどうかという確認はされないもので、結果としてこういう事態になることはあり得ると思うんですけど。

それより前に、不調の理由は何だったんですかね。

〇経理課長 1回目の、ということですか。

〇〇会長 ええ。6者。

〇経理課長 はい。1回目につきましては、代理人が不足しているというようなこと。あるいは、価格について、やはり合わないというようなことで辞退というような説明が付されていたというところでございます。

〇〇会長 でも、それであれば、やはり、予定価格は変えておられないわけですね。変えられたんですか。予定価格、今度。

〇経理課長 予定価格、仕様とも変えずに、再度指名しました。

〇〇会長 でしょう。であれば、本当に6者とも辞退というか——ああ、そうか、辞退か。この場合も、不参加は別にして、辞退の理由は確認はされていないですか。

○経理課長 不参の理由については、先ほど申し上げたとおりですけれども、この2回目の入札、今見ていただいている資料で、辞退を、札を入れた業者からは、土日についての作業がなかなか難しいというようなことも、辞退の理由ということで上がっているというふうに確認しています。

これについては、工期がどうしても夏までにとというようなことで、工期の設定が、やはり7月上旬までというような、そういうことがございましたので、仕様ですとか予定価格については変えない形で、再度ほかの業者を指名させていただいたというような経過がございます

○○会長 ほかの委員の方、どうぞ。

○○委員 多分、毎年こういう案件が出てきていると思うんですね。その状況を見て、指名をされたと思うんです。これ、一般だったらまたあれですけど、指名をされているわけですよ。それで、全者辞退で、また2回目も1者だけというのは、どういう基準で指名をされているのか、その指名の、何というんですかね、どういう検討をなさって指名ということに至っているのか。その辺のところというのは、ここまで来たら見直す必要があるのではないかなと思うんですけれども、そのあたりはどういうふうな対応をされて、その後、そのまま何もしていないのか、何か対処されたのか。何かありますか。

○経理課長 はい。1者応札で、他者については辞退というような案件については、この間、当委員会でもご指摘いただいているということは当然認識をしてございます。ただ、指名及び受注の状況ですとか、あるいは発注工事に対する地域性といったものも加味して適正な指名を行っているというふうに認識をしております。ただ、この空調の取替工事につきましても、これは次の4番のものも、空調ということで、入札の結果としては似通った結果になっているところがございますけれども、やはり先ほど申し上げた、一部申し上げましたが、やはり空調の工事につきましても、昨年度大変多く発注が夏にかけてございました。そういう関係もございまして、区内業者の中でもなかなか人手不足ですとか、対応することが難しいというような状況は、他の工事に比べるとあったのかなというようなことは認識しているところです。

○○委員 すみません。

○○会長 はい。どうぞ。

○○委員 ということは、昨年がイレギュラーだったということなんですか。ここまで辞退というのが出るということに関しても含めて。

○経理課長 空調に関しましては、やはり昨年度については、たしか夏までに30件ほど、区の発注の工事、区内業者対象にということであったと。この件数は、やはり、かなりイレギュラーなものだったのかなというふうな印象を持っています。

ただ、全体として、やはり1者による応札といったことが散見される状況というのは、それはあるということは、それは我々としても認識をしているところですので、それに対しての何か改善策というようなものがないかということは、我々も日々研究しているところではございます。

○○会長 一番のポイントは、もう、空調がうまく動いていなかったかどうか、要するに。故障していたのであれば、7月10日なんですけど、今度の別のだって、児童館のほうは、だって11月、あれですね。秋になってからですから。だから、耐久性の、要するに度合いが本当に、小学校、浜田山小学校のほうはもう限界に来ていたので、要するに小学校か何かの切りかえのほうは30ぐらい、要するにもう早期にせざるを得なかったという説明が何もないので、それはそうかなという。逆にずらせば、十分、競争条件が担保できたんじゃないかという質問は当然出ますよね。

○経理課長 本件、浜田山小学校の普通教室につきましては、説明が少し足りなかったもので申しわけなかったんですが、普通教室を増加させた。増室したということで、その教室については、エアコンを早急に、新しいものに入れかえるということで、新設するような形になりました。ですので、これは、少し時期をずらしてということはなかなか難しい工事だったと。

○○会長 撤去というのも書いてあるじゃないですか。「撤去し、」と書いてあります。今まで、別々の場合ですと。暖房と冷房は別で、要するに一体化のやつにしたというだけじゃないんですか。というふうに、僕は読みましたけどね。

○○委員 「取替」と書いてあるから、簡単なんじゃないですか。新設じゃなくて。

○○会長 絶対そうだと思いますよ。別々、暖房と冷房と別々のセパレートタイプだったら、それを1本で……

○機械設備係長 はい。すみません。工事につきましては、既存のFF暖房機が設置してありまして、あと、PTAから寄贈の古いエアコン、小さい、能力のすごい少ないエアコンが設置してありまして、それがもう壊れて……

○○会長 いや、だからそれが本当に壊れたかどうかというのは、何も説明がないから、わからないじゃないですか。壊れたとすれば、もっと早目にやるような気がします。

○機械設備係長 はい。もともと、能力の低いものがついていましたので、適正な、普通教室に見合う規模の空調機を導入したということでございます。

○○会長 はい。そういう説明をしていただくと、今の説明はごもっともになるんですけども。はい。

ほかの委員の方。

じゃあ、○委員。

○○委員 よろしいですか。次の案件も同じなんですけれども、これ、いずれも区内業者に限って指名をしているわけですね。ただ、こういう事態が起きるとすると、果たして区内業者だけに限定するというのが、それがいいのかどうか、妥当なのかどうかということが問われるのではないかと思うんです。空調工事、区内登録業者39者、区外は691者で、全体の合計が730あるにもかかわらず、区内業者に限って、指名をするからこのような事態に。手持ちがほかにもたくさんあって、工期が短くて、ほかになかなか手が回らないので辞退ということであれば、区内業者に限らず、区外にも広げたとすれば、もう少し余裕のある事業者もいるかもしれないし、そして、落札率も、いずれも100%ですけども、もう少し安い値段でできるということもできたかもしれない。そういう可能性が広がる余地が恐らくあるのではないかと思うんですが。何か、そういう意味で、区内業者に限ってしまうということが、一方で事業者の保護といいますか、にもつながる反面、区民の側からしてみると、マイナスの要素というのもあるわけですね。もう少し安くできたかもしれないのに、多くのお金を払ったということであれば。なので、その、何というんでしょう、見きわめというか、どこまで区内業者にこだわらなければいけないのか。そのところは、議論の余地があるのかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○経理課長 今、委員おっしゃった、競争性の確保と、それから区内業者の保護育成といったところ、そこについては、やはりバランスをしっかりとっていかなきゃいけない部分ということは我々としても認識しております。競争性の確保に大きな課題があるというようなものについては、いわゆる臨時的措置で区内限定となっても、区外業者を入れるというような工事については、それは工事案件ごとに適切にということで対処しているというところではございます。

ただ、先ほど申し上げたように、空調の分野につきましては、やはりこのところ数年、特に、学校系を中心として、かなり多くの案件を発注していくというようなことがござい

ますので、業者のほうからも、もう少しまとまったロットで、1校、2校だけじゃなくて、少し3校、4校ということでまとめた発注があれば、もう少し対応ができるのではないかとか、そういう、いろいろ、業者のほうからもご意見があるということも承知しておりますので、当然、区内で競争性が全く担保されないということであれば、今、委員おっしゃったようなことも一つ検討の余地はあるということとして、それは、区としても全くリジットに、区外は絶対に入れないというようなことを考えているわけではないということは申し上げておきたいと思います。

〇〇委員 まあ、そうはいっても、この結果を見る限り、1回目は結局全者辞退で、成立しなかったわけですから、じゃあ2回目も同じ条件でやるべきだったのか、そこは本当に適切な判断だったといえるかどうかというところについては疑問が残ると思うんですね。適切に判断したんだというふうにおっしゃいましたけれども、果たしてそうなのかという、まあ、納得のいくご説明をいただけたというふうには思えなかったし、2回目、仮に区外の業者も含めて、改めて指名をしていたとしたら、より競争性も高まり、落札率ももう少し低くなったということがあり得たかもしれない。その可能性を模索されなかったということの説明としては、適切に判断しただけでは、なかなか納得が得られるものではないかなというふうに思いました。

〇〇会長 うん。でも、これ、予定価格、どういうふうにして算定されましたかね。若干、私の感覚的には高い気がしますけど。

〇機械設備係長 積算については、東京都の財務局の単価をもとに積算しております。

〇〇会長 でも、これ、概算の単価だから、かなり幅があるものなので、例えば新製品なのか、旧式なのかとか、それによって全く変わってはきますね。本当はどうなのか……

〇機械設備係長 すみません。東京都の単価は、毎月のように修正、単価改定がありますので。

〇〇会長 わかりますけど、要するにこれはメーカーによってもかなり違うので、かなり幅があるもので。その、何とか同等以上ということに、多分仕様書はなっている。仕様書はここにないですけど。

〇機械設備係長 メーカーの参考型番等を指定しております。

〇〇会長 ええ。ですから、それは何に載っていますか。

〇機械設備係長 それは図面に記載しております。

〇〇会長 いや、我々にはないので。ないですね。

○経理課長 はい。ありません。

○○会長 はい。何社。どこの会社になるんですか。

○機械設備係長 メーカーの参考型番を記載しております。

○○会長 ですよ。大手メーカーの製品はちょっと高いんじゃないかと。確かに品質がいいとは言われていますけども、通常、見積もる場合は何とかと同等以上の熱交換率だとか……

○機械設備係長 すみません。あくまでも参考型番です。

○○会長 わかります。わかりますけども、そうしたら、当然それで東京都のそれに、ほぼ同等のものも入っていると思います。どうぞ。

○○委員 もう一つ、よろしいでしょうか。34ページを見ると、不調だった際の不調案件の処理経過ということが書かれていて、ちょっとこれも、私、説明も一緒にお伺いしたいと思うんですが、その34ページに15件目のところに、指名競争から一般競争に変えるという、やはり同様に空調のものがあるんですが、この指名入札で不調だったときに、引き続き対象を変えて指名入札にするというのと、それからこのように一般競争に変えるというのと、どういう判断をされる……

○○会長 これは指名ですよ。これも指名だよ。

○○委員 今回のこれは、指名から指名ですね。で、その34ページのを見ると、指名から一般に変わっていて、指名で不調だったら一般というのは、私は自然に、何かそうしたら、もう、何というか、理にかなっているんじゃないかなと思いますもので。

○○会長 なぜそうされたかという説明ですね。

○○委員 はい。

○契約担当係長 (○) 15番の不調案件につきましては、12月と1月で基準の単価が変わりまして、それで500万を超える予定価格に、ぎりぎり500万を下回っている案件でございましたので、今度はぎりぎり500万を超えまして、区の基準の指名から一般競争入札の範囲に移動したためでございます。

○○委員 そういうことですね。はい、了解しました。ありがとうございます。

○○会長 今の浜田山のやつはよろしいですか。

○○委員 一つだけ。空調関係で、今6件、不調ですかね、不調に終わったのがあって、それ以外に辞退で1者だけというのは何件あるの。

○契約担当係長 (○) はい。空調工事につきましては、1者応札は9件ございます。

〇〇委員 結構多い。51件中だから、15件ぐらいがそうなのということですよ。

〇経理課長 先ほど申し上げたように、空調の部分につきましては、やはりこの、数年ということかと思えますけれども、大変時期が集中する、また案件も多いというような状況がある、そういう分野だというふうに思っております。先ほど〇委員からご指摘いただいたところも含めて、どういう形で対処していくのがいいのか、この発注部署などもしっかり話をし、次年度また、夏はやってきますので、それまでに何かしらの改善策というものがないかということもしっかり考えていきたいというふうに思います。

〇〇会長 一番気になるのは、例えば保証期間とかというのは、通常のメーカー、通常の購買の場合は1年になるんですけど、この場合も……。どういう契約になっているんですかね。

〇契約担当係長 (〇) 一般的な瑕疵担保については1年ということになっておりますが、場合によっては、10年ということになっております。

〇〇会長 それは承知してはいますけど。最近、特別な保証をつけますよというサービスも、同じ価格でやっているところもあるので。メーカーじゃなくて、業者としてですね。だから——というのは、この前まで使っておられたのは、多分寄附のやつだから古いという話だったんですけど、それはかなり、もう十五、六年ぐらいになっていたやつなんじゃないかな。

〇機械設備係長 そうですね。15年以上、経過しておりました。

〇〇会長 ああ、そうですか。

よろしいですか、この浜田山のほうはとりあえず。私は余りいいとは思わないですけど。

〇〇委員 しょうがないですね。

〇〇会長 まあ、しょうがないというか、そのカタログを使う必要はないとは思いますが。はい。

じゃあ、成田児童館乳幼児室外1室空調機取替その他工事の説明をお願いいたします。

〇経理課長 はい。それでは、工事の最後、4件目でございます。成田児童館乳幼児室外1室空調機取替その他工事でございます、資料は11-9にある入札見積結果調書でございます。

本件につきましても、指名競争入札ということで、6者指名、受注の状況、それから地域性、官公庁工事の実績、先ほどの案件と同様の内容で指名を6者行っておりまして、入札の結果5者辞退、落札率については100%ということで、ナンバー1に記載の業者が落札

をしているというところがございます。

本件も5,000万以下の工事でございますので、予定価格については事前公表ということになっているものでございまして、工事の内容につきましては、乳幼児室、それからほか1室は事務室というふうに聞いてございますが、空調機を2台入れかえをするという工事、プラス、流し台の改修の工事を行うということで発注したものでございます。

本件につきましても、先ほどの不調一覧案件の資料でございますように、これは34ページの9番の番号が付番されているものでございますけれども、1回目の入札が7月18日に指名を行い、7月27日に開札を行いました。全者辞退ということで、業者を入れかえて再度入札に付したものでございます。これにつきましては、繁忙期に当たった夏場の工事ということで1回目を発注しておりますので、その時期をずらしまして、仕様の変更、また予定価格についても一部見直しを行って、再度指名をして入札に付したというものでございます。その結果が、今ごらんいただいている11-9という入札見積経過調書のとおりの入札だったということでございます。

説明については以上です。

〇〇会長 すると、一番気になるのは、予定価格が見直されたということですから、予定価格が1回目に比べて、ふえたのか減ったのか。あるいは、浜田山は早急に取りかえを進められたんですけど、成田児童館は、まあ、ある意味じゃ後回しになったということなんですけど、それほど逼迫度は、とりあえず動いておったので時期を延ばすことができたという、そういう理解でいいのかどうかということですね。まず確認。

〇機械設備係長 はい。成田児童館については、空調機が動いていましたので、後に回しても問題はなかったということです。

〇〇会長 うん。それはだから、どれぐらいたっていたやつなんですかね、設置後。

〇機械設備係長 空調機については、多分15年以上、同じような空調機です。

〇〇会長 それで、価格はどういうふうに変ったんでしょうか。予定価格。

〇機械設備係長 予定価格については、東京都の、先ほどと同じ……

〇〇会長 いやいや、見直された。1回目と——見直されたという話でしたよね、1回目より。

〇機械設備係長 そうですね。毎月……

〇〇会長 いや、ですから、その単価のあれですか、東京都のやつに……

〇機械設備係長 はい。東京都の基準も、毎月……

〇〇会長 毎月変わっているから、その分、見合いということで、抜本的な、要するにやり方を変えたというわけじゃないということですね、

〇機械設備係長 はい。抜本的には変わっておりません。

〇〇会長 はい。そういうことらしいんですが。

ほかの。どうぞ、〇さん。

〇〇委員 よろしいですか。夏場はそういう空調の取りかえというか、忙しいというのはわかるんですけども、10月でも、すごい、業者全体が忙しかったということですか。

〇経理課長 はい。これの辞退理由ですけれども、10月の入札における辞退の理由に関しましては、下請業者の不足ということを挙げておられる業者があったということで確認しています。この案件につきましては、一般的な空調機の取りかえ工事に加えまして、流し台の改修工事というようなものもございます関係で、恐らく空調の業者だけで工事を行うということは難しかったものではないかというふうに推察いたします。

〇〇会長 でも、それ、建築工事の実績は必要じゃないんですか。それは本当にその指名理由として大丈夫なのかな。ちょっとやや、逆に甘くなっている気がするんですね、今おっしゃったように。該当業種としては、でも、改修工事もできるというのでなきゃいけないので、果たしてどうだったのかなと。一応、子会社を使う、子会社というか下請業者を使うことにして、東京ガスライフバルの保谷ですかね、ここも一応この指名条件の①から③。

ちょっと気になるのは、要するに浜田山と違って、指名条件が一つ少ないんですけどね。逆に、工事が大きいから、もっと、こっちのほうが多くなりそうな話なんですけど。

〇経理課長 この指名条件、指名理由でございますけれども、浜田山小学校のほうは④までありまして、成田児童館のほうは③までということでございます。

これは、申しわけございません、当然、東京電子自治体の共同格付を要するということは、これはある意味必須ということでございますので、ここは、ごめんなさい、記載漏れということでご理解いただければと思います。申しわけございません。

〇〇会長 ああ、そうですか。

でも、そういう、それで、要するに単なる取りかえじゃないので、この該当業種という場合の該当業種としては、設備工事だけじゃなくて、何かどういう業種なのかという確認が必要ですよね。二つの業種にまたがっているのです。

〇契約担当係長 (〇) 工事の場合は一つの業種を指定するというのに、この電子調達

の入札システムになっておりますので、ですので、これは記載のとおり空調工事が業種として指定されております。

〇〇会長 空調工事、厳しいんじゃないかな。空調工事で流し台改修工事をやるというのは、私はちょっと矛盾。いや、多分これは法律的な話だから、〇先生の専門だと思いますけども、やや厳しいんじゃないかな。

〇〇委員 なぜ分けて発注はしなかったのかということは、いかがですか。

〇〇会長 少なくとも両方できる業者でないといけない。

〇機械設備係長 空調工事、設備業者も配管工事ですので、衛生工事もできますので、同じ建物で空調と給排水の配管もありますので、設備工事で選んでいます。

〇〇会長 かなり苦しい答弁じゃないかな。

〇〇委員 一般的にこの二つは、この2種類の工事というのは、もう、1本で空調工事という区分で発注されているということですか。

〇〇会長 それなら、その実例を見せてもらわないと、かなり厳しい気がするけどな。

〇機械設備係長 今回の場合は、空調工事のボリュームが大きかったのです。

〇〇会長 わかりますよ。わかりますよ。それでやるんだというんだけど、妥当であるかどうかはいずれにしろしてもらわないと、我々入札監視の業務としては終わらないという。

〇契約担当係長 (〇) 業種としては、流し台、まあ給排水の設備ですので、業種としては管工事という部類で、私どもは判断しております。

〇〇会長 判断している。

ほかにそういう事例があるかどうかですね。これは、だって、給排水、タイル張りに改装するとか。うーん……。空調ではないと思いますね。

〇〇委員 よろしいですか。先ほどの案件も同様なんですけど、やはり競争性をいかに確保するかという視点が欠けているんだと思うんですね。もし、これ、二つの種類の工事に分けて発注したならば、より多くの事業者の参加が見込めたかもしれないし、1本にしたから少しハードルが高くなってしまって、辞退の件数も、辞退される事業所も多く出てしまったということなのかもしれませんが、そのあたりはどうなのでしょう。その競争性をどうしっかりと担保していくのかというところでのご検討。

〇契約担当係長 (〇) はい。この場合は、先ほど申し上げたように給排水衛生工事と空調の工事ですので、ですから管工事という部類で私ども考えておりますので、分けますと、工事の規模が、この、これが1億円とかその程度のレベルの工事であれば、分割というこ

とも考えられますが、500万程度の工事の場合、分割しますと、さらにこの、取り手がなくなる、と。さらに廃棄物等も出ますので、その廃棄物等を小規模な工事で廃棄していくということになりますと、経費も余計にかかってしまうということがありますので、ある程度の規模にまとめざるを得ないということから、競争性を確保する観点から、こういうふうにまとめている考えはございます。

〇〇会長 非常によくわかるんですけど。

〇〇委員 そういうことであれば、そういうふうにご説明いただくと納得がいくと思うんですね。納得のいくご説明をいただきたいということをお願いしているのであって、別に何か不適切な判断をされているということをお申し上げしているのではなくて、なぜこうなのかということ、それこそ納得のいくように合理的なご説明をいただければということでございます。

〇〇会長 ただ、今のもやっぱり最後までこだわりがあるんですけども、ほかでこういう管工事として流し台改修工事をやっている事例が本当にあるんでしょうなということは、確認はしたいということなんです。で、あくまでも工種として、要するに業種としては、該当業種が管工事になっているものですから、それと分けるよりは1本にしたほうが良いというのはそのとおりでなんですけども、多分、そうすると取替工事が300万ぐらいで、残りの流し台改修工事が150万相当ぐらいなんだろうなという推測なんですけども、多分そういうイメージで捉まえてよろしいんでしょうかという確認だけですね。

〇契約担当係長 (〇) はい。工事の内訳については、そのとおりでございます。

〇〇会長 そうですか。

ほか、ご意見はありますか。どうぞ。

〇〇委員 浜田山も成田児童館も両方辞退されている、例えば(株)日創ですか、(株)中央。というのは両方指名をされて、両方辞退されているわけですよね。全者辞退された一番最初の指名がどの業者を指名されたのかわからないので、何とも言えないんですけども、これ、前の段階で辞退された業者をまた指名する、と。やはり辞退の確率って高くなるんじゃないかなと思うんですけども。それ、ここに、成田児童館のほうにその(株)中央と(株)日創を指名しなきゃいけない。ほかにはなかったということになるのか。その辺は…。全者辞退されていると、もう、数を引いていくと、だんだんなくなっていくのかもしれないんですけども。

〇経理課長 先ほど申し上げたんですけど、空調機の関係の工事については、大変多数発

注がございましたので、この2件だけではもちろんないということをご理解いただけていると思うんですけども、何か意図的にこの業者は必ず入れようとか入れないとかということをしているということではなく、ほかの案件とのバランスなども踏まえて、指名のほうをさせていただいているということをご理解いただければと思います。

〇〇委員 たまたまここに出てきてしまったということですね。

〇経理課長 まあ、たまたまという言い方が適切かどうかはあれですけども、何か浜田山小の辞退の状況を見てこの業者を選んだとか、そういう1対1の関係ということではないということがございます。

〇〇委員 ただ、逆に、その辺のところも見てもいいのではないかとということはないんですか。辞退が余りにも多過ぎる業者は、例えば指名を控えるとか、何か辞退を減らす手立ては考えられないのでしょうか。

〇経理課長 もちろん受注の件数ですとか、あるいは辞退をどのくらい、要するに手持ちの工事が極端に多い少ないとかということも、可能な限りこちらとしては把握をした上でということ、それは心がけていくということだと思います。

〇〇会長 はい。よろしいですかね。

じゃあ、次、委託の案件に移ります。最初は西荻窪駅外放置自転車対策業務委託ですね。これは長期継続契約ということで、仕様書があるんですかね。はい。よろしくお願いします。

〇経理課長 はい。それでは、委託案件の審議ということに移ります。

まず一般競争入札、西荻窪駅外放置自転車対策業務委託（長期継続契約）でございます。これにつきましては、資料の12あるいは13のあたりをご参照いただければと存じます。

この案件でございますけれども、そこにございますように、最終的には1者が応札して12者辞退、不参1ということでございますが、資料13-1にございますように、第1回目の入札で14者いずれも応札をいただいたんですけども、予定価格を超過したため2回目の入札を実施して、その結果、1番に書いてある事業者が落札して、契約を締結したというものでございます。30年2月5日に公告を行いまして、2月23日に開札を行った一般競争入札、契約期間は3年間でございます。予定価格につきましては、下線が引いてあるということでおわかりいただけると思いますが、非公表という形で対応させていただいているものでございます。

本件業務内容でございますが、JRの西荻窪駅など4駅の周辺自転車放置禁止区域にお

ける放置自転車の警告札の貼付ですとか、自転車駐車場への誘導案内等の業務、あるいは放置自転車の撤去移送業務、また自転車集積所の管理業務も含めて委託をさせていただいているという案件になっているものでございます。

説明は以上です。

〇〇会長 はい。ありがとうございました。

それでは、これはよく見える契約ですから、ご質問。まあ、予定価格については、ちょっと非公表になっていますが。これは異常といえれば異常なんですけど。

一応、先ほどの公契約条例に今後少し関係するような案件ですけど、賃金実態、規模的な要素は、仕様書、その資格要件には特にないわけですか。特に何ら、この参加資格条件に書いてありますけど、こちら、警備・受付等の施設警備またはその他警備か。だけでいいわけですね。

〇経理課長 はい。参加資格条件といたしましては、資料13-2にございますように、そうですね、警備・受付等の格付けがC級以上の区内業者ということで発注しております。

〇〇会長 C級以上。

〇経理課長 また、公告日以前、引き続き2年以上、当該営業種目の営業をしているというところも付してございます。

〇〇会長 はい。これは長期継続契約ですけど、その前はどこがやっていたんですかね、以前は。

〇経理課長 これにつきましては3年間の長期継続契約でございまして、平成27年度から3年間は株式会社オーチャー杉並支店が契約の相手方ということになってございます。

〇〇会長 ここには参加されていないんですか。

〇経理課長 そうですね。この、今回の入札については参加されておられません。

〇〇会長 ふーん。まあ、それは自由ですけど、どうしてなんですかね。普通は頑張るものなんですけど。その値段じゃ、やっていけないんですか。何か理由は把握されていますか。

〇経理課長 はい。この予定価格は非公表でございましてけれども、これについては業者見積もりということでございまして。

〇〇会長 うん。業者見積はどこからとられたんですか。

〇経理課長 これは3社からとっておりまして、経過調書の中で言うと、4番の協和産業株式会社、それから10番の日本環境衛生株式会社、それから前回請け負っていただいていた

株式会社オーチャーの3社から徴取したということです。

○経理課長 ですよ。だから、それで非常に不思議なんですよ。うーん。しかも、ねえ、落札されたジェイ・ビー・シーサービス(株)は……。うーん。ということらしいんですけど。

どうぞ、ほかの委員の方。

○さん。

○○委員 よろしいですか。ほかの駅もあれですかね、こういうのはあるんですよ、荻窪とか。何か所あるんですか。

○経理課長 ほかの駅でも、例えば高円寺駅ですとか荻窪駅といったところで、同様の業務をお願いしているということです。

○○委員 数的には幾つ。こういう契約のロットというか、幾つの。入札……

○経理課長 契約の本数としては、同様な業務については3本という形になります。

○○委員 3本ですか。で、それについては辞退がなく、あれですか、競争になったんですか。ほかの同様な入札について。

○経理課長 そうですね。ほかにつきましても、先ほどのような1者応札ということではなくて、複数の業者が応札をしているというような状況でございます。

○○会長 どうぞ。

○○委員 前回のは幾らだったんですか。

○○会長 それは言ってもいいの。

○経理課長 平成27年度の契約金額については、2,095万2,000円ということでございます。

○○会長 まあ、ケース的には問題はないんですけど。よろしいですかね。

(了承)

○○会長 はい。

じゃあ、次の案件の狭あい道路後退用地測量委託(単価契約)その4ですか。これの説明をお願いします。

○経理課長 はい。続きまして、2件目でございます。指名競争入札の委託案件ということでございまして、狭あい道路後退用地測量委託(単価契約)その4でございます。入札見積経過調書を13-4に掲げておりますので、ごらんください。

この案件につきましては、平成30年6月22日に指名を行いまして、7月4日に開札をいたしました指名競争入札の案件でございます。区内業者10者を指名いたしまして、入札の結

果10者応札をいただきまして、No.1に掲げております業者が第1回目の入札で落札して、契約を締結しているというものでございます。

この予定価格につきましては、これは事後公表という形にしているものでございます。単価の合計額を入札していただくということで、これは複数ある単価の合計額での入札ということですが、仕様書のほうにございます23の工種、測量ですとか図面作成など23工種の単価合計を入札、単価の合計額で入札を行うというタイプのものということで、発注しているものでございます。

なお、今回、この、その4からその9まで6案件、同日入札という形をとっております。事前にお配りをした資料、選定のときに見ていただいた資料で、同じ事業者が6案件全て落札しているというような状況になっている、そういう契約ということになってございます。

この業務の内容でございますけれども、これは主に狭あい道路の拡幅整備の工事後に、後退用地となった部分に関しての測量を行うということで、お願いをしている業務ということでございます。

簡単ですけれども、以上でございます。

〇〇会長 はい。ちょっとわかりにくい業務なんですけれども、ご質問、ご意見はありますか。

名称が何か変な気がします。まあ、これでいいんですかね。「杉並従たる事務所」というのは。になっているわけですね。

〇経理課長 あ、そうですね。土地家屋調査士協会の杉並の事務所ということで、正式な名称を「杉並従たる事務所」ということでの登録のある業者。

〇〇会長 杉並に主たる事務所があるんですか。

〇経理課長 いや、杉並の、主たる事務所ではなくて、杉並にある従たる事務所と。

〇〇会長 うーん。「従たる」。こういう名前になっているんですね。

〇経理課長 一般社団法人東京……

〇〇会長 いや、わかります、わかります。それはいいんですけど。「従たる事務所」ね。はい。

これは、指名の会社、指名業者数が10者って結構多いんですけど、これは、10者しちやいかんという理由はないんですけど。何か理由はあるんですか、指名業者の数。

〇契約担当係長 (〇) はい。こちらの案件につきましては、発注予定額が784という形

になっておりますので、基準に基づいて10者選んだものでございます。

〇〇会長 私が知りたいのは、その基準がどうなっているかという確認なんですけど。金額によって決まっているんですよね。

〇契約担当係長（〇） 競争入札実施要綱の中で決めております。

〇〇会長 はい。それを我々は持っていないので、ちょっと口頭で。

〇契約担当係長（〇） よろしいでしょうか。指名競争入札における工事発注案件等々の参加人数は、おおむね次のとおりに選定するとしまして、250万円未満については3から6。250万から500万未満につきましては4から8。500万以上から1000万未満につきましては5から10者。1,000万以上から2,000万につきましては6から15。2,000万から3,000万未満については7から20者という基準になっております。

〇〇会長 はい、わかりました。一応その範囲内ではあるけど、先ほど来の案件から見ても、結局それは結構裁量の幅があるということですね。わかりました。はい。

どうぞ、ほかの。

これは予定価格はどうやって出されたんですか。これは見積もりですか、それとも東京都、国交省ですか。予定価格の積算方法。

〇整備係長 単価合計のほうに関しましては、積算基準にのっとって、その一つ一つの工種を、23工種なんですけどつくりまして、その足した合計ということになっています。

〇〇会長 うん。ですから、その積算基準は杉並区の特殊なものではないでしょ。

〇整備係長 東京都の積算基準。

〇〇会長 東京都方式ですね。そういう説明をしていただかないと。

〇整備係長 すみませんでした。

〇〇会長 はい。ここは確かに名称から判断するに、信頼できるようなものではあるけど、逆に言うと、この一般社団法人はほかの民間会社を圧迫しないのかというのも、そういう、逆の心配もないことはないのです。そこら辺は、多分、まあ。ここ、何を入れるかどうかという判断において、だから10者ということだったので、一応確認はしていくということになりますね。

〇〇委員 この一般社団法人の実態がちょっとよくわからないんですが、協会ということは、会員になっている事業者がいるわけですよね。結局そこがやる、と。実際の測量業務は。という、下請という形になるんですか、その場合は。協会がとって、会員がやるということになると、どう……。ですから、実態がよくわからないというのと、結局その会員

が別に区内の事業者でない場合であれば、協会が、従たる事務所が杉並区にあるということでこの仕事をとって、区外の事業者にそれを、ある意味配分するということであると、何の区内業者の保護育成にもつながらないので、そこが、何かこう、抜け道になってしまっていないかというところが気になるんですが。

○整備係長 今回の協会に関しては、杉並区の土地家屋調査士会のほうに登録している調査士が協会つくっていますので、ほかの、区外の調査士が入っているということではないです。

○○会長 下請に出しちゃいけないという、全面下請はないんだけど、一部下請はあり得るんじゃないですか。忙しいから、ちょっと手伝ってと。

○○委員 調査士なんですね。

○整備係長 そうですね。基本的にその、調査士の一人一人が契約できるわけでないので、結局この、こういう仕事をとるためにこの従たる事務所というのを調査士が何名かで登録したのが、この従たる事務所になっているので……

○○会長 わかりますよ。わかります。だから、心配するのは、本当に……

○整備係長 委託ですよ。だから、基本的には……

○○会長 それが、杉並区の土地に所在、お住まいの土地家屋調査士を本当に代表している機関となっているかどうかという問題もありますね。「従たる事務所」というのは、勝手に名乗っているだけかもしれないし。まあ、いろいろ。多分、先生のほうが……

○○委員 今のご説明は、この協会の会員になっている、杉並区に在住の調査士の方が、個人では応札できないので協会名で応札をして、自分でその仕事をするという、そういうことですね。その会員、たまたまこの協会の会員になっている、杉並区の調査士の方。

○整備係長 そういうことです。

○○委員 ああ、そういう体裁を。なるほどね。

○○会長 だから、それが本当に代表しているかどうかというのも、ちょっと確認はわかりましたけど。それは、たった200というのはあるかもしれないので。よく、ある。まあ、いいですけど。

○○委員 すみません。でも、そうであるとしたら、先ほど、6本ですか、この協会名で、ほかの測量業務のほうもとられているというのは。

○経理課長 もう少し申し上げますと、年間で狭あい道路の後退用地測量については全部で20本、発注をしております、30年度の実績で申し上げますと、この杉並従たる事務所

は、そのうち8本の契約を受注しております。逆に言うと、それ以外の12本については、ほかの株式会社様が落札しているという状況です。

〇〇会長 どうぞ。

〇〇委員 よろしいですか。先ほどの舗装道路については、一つとったらほかに回すというあれがありましたよね。この、その9までと——あ、20まであるんですか。それについてはそういう制限はない。

〇〇経理課長 この測量については、受注の制限という形での、先ほどのような制限はかけていないということです。

〇〇委員 それは、同じような考えで適用するということもあり得るというか、その。と思うんですけど。それを、こういう場合はこうで、こういう場合はそうじゃないという、何かあるんですか。

〇〇会長 これは、基本的なこの、ここになるべく、できる範囲はそちらにお願いして残りという感じで、ねえ、何となく、感触的な、嗅覚からすると。判断としては、多分。だから、ここでできる範囲が20本のうちの8本はそこになっているという感じのように受け取りましたけどね。それは意図したかどうか。まあ、それはそれでいいのかもしれないんですけど。

〇〇経理課長 受注制限ですとか申し込み制限のようなものも、案件によってはしております、何か明確な基準があつてそういった形をとっているという、明確なルールがあるわけではないのですが、この狭あい道路の用地測量については、入札の結果として、30年度こういう形でということで結果として出ておりますので、そういったご指摘いただいた点も含めて、今後の発注のときには、契約担当のほうで、どういうふうにすべきかということは改めて考えてみたいというふうに思います。

〇〇会長 はい。じゃあ、時間の関係もありますので、次の案件に移ります。廃棄物処理業務委託（単価契約）ですね。この内容につきまして、ご説明をお願いします。

〇〇経理課長 はい。それでは、委託の案件の最後ということになりますが、廃棄物処理業務委託（単価契約）でございます。こちらにつきましては、資料の13-5というところ、また仕様書のほうは3の1以降ということでごらんいただければというふうに思います。

入札の経過でございますけれども、2月21日に指名を行いまして、平成30年3月2日に開札を行っております。見積競争という形で8者を指名させていただいておりまして、区内業者1者、区外業者7者ということでの見積競争を行っております。

この予定価格につきましては、下線が引いてありますように、これも非公表ということでございます。入札の結果、8者の応札がありまして、区内業者であります栄和清運株式会社が1回目の入札で落札し、契約を締結しているというところでございます。

本件業務内容でございますけれども、区立の施設、これ、対象施設は367カ所あります区施設、区の施設でございますが、そこから排出される廃棄物の収集・運搬、処理業務を委託するというものでございます。処理の対象物は、事業系の一般廃棄物、産業廃棄物、古紙、瓶・缶類、また蛍光灯、水銀灯といった内容になってございます。

私のほうからは、説明は以上です。

〇〇会長 これは予定価格は非公表ですけど、その予定価格の立て方ですね。これは見積書をとられたかどうかという。見積もりはとらないんですね、これは。でも、予定価格はどうやって算定されたのかという説明をお願いできますか。

〇経理課長 はい。予定価格につきましては、これは業者見積もりということでございます。この間、委員会からも再三ご指摘いただいているように、複数の見積もりということで、2者からの徴取を行っております。参加事業者であります栄和清運株式会社及び大谷清運株式会社の2者から徴取をしたというものでございます。

〇〇会長 その見積もりをとられた額を一定の判断で調整されたものが、予定価格になっているということですか。それとも、その見積もりのどちらかが、安いほうのまま予定価格になっているのでしょうか。

〇経理課長 予定価格につきましては、最終的には、より安価であった会社の見積額を採用したというところでございます。

〇〇会長 あ、そのままということですね。

〇経理課長 そのままというか、予定価格。

〇〇会長 とりあえず、はい、わかりました。承知しました。で、その予定価格に対して、同額であったかどうかというのは、栄和清運(株)の落札価格はそれと同額だったのでしょうか。予定価格。

〇経理課長 はい。同額ということでございます。

〇〇会長 うん。ということらしいです。

どうぞ、ほかの委員の方。そういうやり方がいいのかどうかというのも、若干は議論があるとは思いますが。

〇〇委員 この前回はどこがとられたんですか。で、そのときの金額というのは、この金

額と比較してどうだったのか。

○経理課長 はい。前回、これは単年度の単価契約ということでございまして、前回は栄和清運(株)が落札しております。契約金額につきましては、平成29年度でございまして、7,906万1,330円でございます。

○○会長 どうぞ。

○○委員 業者さんに2者見積もりをとられていると思うんですけど、それはどういう根拠でこの2者を。1者は昨年継続というか、栄和清運(株)はそうかもしれないですけど、もう1者さんはどういう基準でここにされているんですか。

○庁舎管理係長 前年の契約の際の、2番目に金額を提示してきたところをお願いしたという形です。

○○委員 じゃあ、昨年と同じ。この、大体同じような形で。昨年というか29年度。

○庁舎管理係長 はい、そうです。

○○会長 ほかはよろしいですか。どうぞ。

○○委員 よろしいですか。この栄和さんは、何年間この事業を請け負っているんでしょうか。昨年初めてなのか。

○経理課長 栄和清運(株)については、この廃棄物処理業務委託については、私のほうで手元にある資料で言うと、平成23年度以降は引き続き栄和清運(株)が請け負っているということでございます。

○○委員 そして、ずっと同じような形で、栄和清運(株)と2番目の段の会社に見積もりを出してもらい、という手順は、同じということなんですね。

○庁舎管理係長 基本的にはそういう形ですが、必ずしもその2者だけでというわけではないですけども、一応そんな形で今まで経過ではやっています。

○○会長 これは、あと、これはこれでいいと思うんですけど、やり方として、ほかのやり方がどうなっているかとか、ちょっと気にはなりますよね。マル秘事項かもしれませんが、同じ区であれば、そういう情報を交換して。適正な価格だとは思いますが、一応確認はしておいたほうがいいかもしれないぐらいのことですかね。

あと。ありますか。どうぞ。

○○委員 これは、区で一つだけの業者ということですよ。ほかには使っていない、この廃棄物の。一括でここに頼んでいるということでもいいんですよ。

○経理課長 ええ。先ほど申し上げたように、区立施設から排出される廃棄物について、

この業者をお願いしているということです。

〇〇委員 で、やり方として、例えば二つに分けて、地域とか、わからないですけど、そういうふうにやるという手もあるかもしれないんですけどね。そうすれば、もうちょっと競争があるかもしれないというような考えが浮かんだんですけど、その辺はどうなんですか。

〇経理課長 かなり、367カ所の区施設を、これは当然スケジュールを組んで回っていただくと。やはり、数、収集・運搬の車もかなり必要になってくるというようなところもありまして、これだけの規模のものについて、多くの区内業者がこれに対応ができるということは、なかなか難しいタイプの業種というか内容ではないかなというふうには思っております。で、区内業者で、もしほかに履行が可能な業者があるということになってくれば、今ご指摘いただいたようなやり方もアイデアとしてはあるのかなというふうに思いますが、現状としてはこのような形での入札を行って、業者さんをお願いしているというようなことでございます。

〇〇委員 今の話は、これは8者あるわけですよ。8者とも対応できるということじゃないんですか。

〇経理課長 あ、もちろん、それ以外の業者について、区外業者に関しては入札のほうもしていただいておりますので、こういう条件であればということで応札いただいているというふうには、もちろん認識しております。

〇〇委員 ということは、そういう区外を含めれば、そういう二つに分けてやるという、その処理能力というんですか、という意味では対応できるんですよ。先ほどたくさんの方数が要るからこの栄和清運(株)だけだというお話でしたけど、別に、ほかの、この入札する業者も、一括でもできるし、分割に、2分割だとしても、それに対応できるということでもいいんですか、処理能力として。

〇経理課長 分割してということでは、これまで想定をしていないということだと思いますので、それは、可能性として分割なりというやり方というのは、それは可能性としては全く排除するということではないですけども、現行、今のような形で業務のほうは発注しているということになっています。

〇〇会長 そちら辺も含めて、他区がどういうふうにされているかというのは、一応検討されたほうがいいんじゃないですかね。多分これぐらいのボリュームであれば、1者でいいのかもしれないし。

じゃあ、それでは、時間の関係もございますので、最後の案件になります。これも分割というのもあり得るのかもしれませんが、「広報すぎなみ」外2点の印刷請負（単価契約）につきまして、ご説明をお願いいたします。

○経理課長 はい。それでは、本日の審議案件の最後となります物品の案件ということでございまして、「広報すぎなみ」外2点の印刷請負（単価契約）でございます。資料は13-6の見積経過調書をごらんください。

平成30年1月31日に公告を行いました一般競争入札でございまして、2月20日に開札をしております。予定価格につきましては、これは非公表ということになっているものでございます。参加業者は、区内はゼロ、区外3者ということでお申し込みがありまして、入札の結果、No.1に記載の業者が第1回目で落札しておりまして、ほかの2事業者につきましては、辞退という形で、入札が成立しているというところでございます。

この「広報すぎなみ」外2点の印刷請負の業務の概要でございますけれども、発注公告文にもありますとおり、広報すぎなみ、それから区議会だより、また杉並区文化芸術・交流自治体情報誌「コミュかる」、これらを印刷いたしまして、区役所ほか35カ所に配送を行うという業務でございます。入札につきましては、これは発行するページ数などにより、8種類の単価が発行形態ごとでございます。それごとに単価を業者のほうで決めていただき、各予定発行枚数を乗じた予定総価格と呼ぶ、年間の支払い総額の見込み額で入札を行ったものでございます。

説明は以上です。

○○会長 はい。これも、いろいろ、広報業務として必要な業務だと思いますが、これも1者ということで、一応抽出したわけなんです。

ほかの委員からありますか。これも同じ問題。先ほどと同じ。

○○委員 そうですね。じゃあ、これ、4,000万という金額と、さっき業者を、どのくらい。まあ、一般だからあれなんですかね、特に制限していないで、三つしか集まらなかったということになるんですかね。

○経理課長 はい。この業務につきましては、かなり、やはり大量の印刷を一度にということですので、まず区内の業者については、印刷業者が、規模がなかなか大きい業者がございませんので、区内業者の参加はいただけていないという状況がございます。ですので、幅広く区外業者に競争性を担保するためにということ呼びかけをしておりますけれども、30年度につきましては3者からの申し込みがあったというようなことでございます。

〇〇委員 それ以前はどんな感じで、何者ぐらい入札に参加されて、辞退の割合というのはどのくらいあったんですか。

〇契約担当係長 (〇) 少々お待ちください。なかなか難しい印刷の業務でございまして、昨年度も一昨年も申し込みは3者程度あるんですけども、応札は1者になっております。

〇〇委員 前回、前々回は、入札された会社は、リフコムと凸版とは別のところもありますか。

〇契約担当係長 (〇) 前回29年度は、あかつき印刷(株)、(株)リフコム、(株)きかんし ということになっておりまして、あかつき印刷が落札です。

〇〇委員 その前は……

〇契約担当係長 (〇) その前は少々お待ちください。

お待たせして申しわけございません。その前は、これは28年度になりますと、4者参加でございまして、3者が応札しております。

〇〇委員 そのときは3者応札ですか。

〇契約担当係長 (〇) はい。で、1者が不参ということになっておりまして、業者につきましては、あかつき印刷(株)、(株)きかんし、東日印刷(株)、(株)広報ブレイスが不参というところがございます。

〇〇会長 この問題は、結局、杉並の問題というよりも、多分23区が、東京都のやつを全部並べてやらないと多分いけない問題だと思うんですね。多分、区ごとに多分決まっているのかもしれない。まさしく公取の領域だと思うんですけども。

〇委員、何かありますか。

〇〇委員 今おっしゃったことを申し上げようと思ったので。

〇〇会長 多分そうだと思う。ここで議論しても。

〇経理課長 参考までに申し上げますが、今年度につきましては別の業者が落札をしているという状況は、事実関係としてございます。

〇〇会長 あ、そうですか。どこですか。どこでしょう。

〇経理課長 東日印刷株式会社でございます。

〇〇会長 はい。ありがとうございます。これはそういうことでよろしいですかね。これはまた別の次元の話があって、紙媒体をいつまで続けるかとか、どれぐらい配布するかとかという問題は別途あるんですけど、それは入札監視の業務とは別でありますので。

じゃあ、とりあえず8件の審議を終えまして、いろいろ疑問が生じるのはあったんです

が、不適正な事案としては、該当するのはなかったという審議結果になるかと思えます。

きょうの審議案件はとりあえず終わりになりますが、その他事項として、行政管理担当課長のほうから、報告ですかね、若干あるようでございますので、よろしく願いいたします。

○行政管理担当課長 はい。お疲れさまでした。私から、来年になりますけども、第5回外部評価委員会の開催についてのご案内をさせていただきます。

まず、開催案内をする前に、年内の忙しい中、施策事業それから財団等につきまして、各委員の皆様から外部評価票をいただきまして、ありがとうございました。既に対象所管課のほうには配付をしてございますので、対処方針等を検討いたしまして、来年1月17日1時30分から、同じフロアですが、東棟の庁議室にて第5回外部評価委員会を開催いたしますので、ご出席の方はよろしく願いしたいと思います。

私からの連絡は以上でございます。

○○会長 じゃあ、情報・行革担当部長からのご挨拶があるということで。

○情報・行革担当部長 はい。改めまして、本日はありがとうございました。まずもって、おわびと申しますか、年末押し迫った日程となったことにつきましては、おわびを申し上げます。それから、あわせて、ちょっとご質問にうまく、レスポンスよくお答えできなかった点については、また反省材料として、次回以降、改善させていただきたいと存じます。

それから、今、会長から不適正なしというご意見をいただいたところでございますが、ただ、きょうのご審議の中では、さまざまいろいろ厳しいご指摘もいただいたところでございますので、これを持ち帰りまして十分検討した上、改善すべき点については改善していくことにさせていただきたいと思えます。

今、担当からございましたが、またすぐ、年が明けたら第5回がでございます。お忙しい中、会長、委員の皆様方には、大変申しわけございませんが、ぜひともまた引き続きよろしく願いいたします。

年末になりました。新しい年を迎えるに当たりまして、よいお年をお迎えいただきますよう、よろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

○○会長 はい。どうもありがとうございました。

それでは、ただいまをもちまして、第4回目の杉並区外部評価委員会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。